

平成29年度補正予算 省エネルギー設備の導入・運用改善による 中小企業等の生産性革命促進事業

補助対象設備 型番登録要領

本登録要領は、本事業の基準を満たした対象製品を登録するためのものです。設備登録申請者（メーカー）は本紙を確認し、十分に理解した上で登録を行ってください。

本事業の型番登録の対象設備区分は以下の3区分です。

- ・高効率照明
- ・高効率空調
- ・冷凍冷蔵設備

平成30年3月

1. 型番登録の目的		
1-1 補助事業名称	3
1-2 事業目的	3
1-3 型番登録の目的	3
2. 型番登録の概要		
2-1 型番登録申請期間	4
2-2 型番登録対象設備区分	4
2-3 設備の登録申請者の要件	4
2-4 申請から登録完了までの流れ	5
3. 提出物の作成及び提出方法		
3-1 申請に必要な提出物	6
3-2 提出物の作成手順	6
3-3 提出方法	8
3-4 問い合わせ先	8
4. 製品型番登録に関する注意事項	9
5. 補助対象設備の範囲と基準値	10

1. 型番登録の目的

1-1. 補助事業名称

平成29年度 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

1-2. 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところですが、平成27年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」における5,030万kl程度の省エネ実現のためには、中小企業等の省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要があります。

本事業では、民間団体等が行う省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入と合わせて、エネルギー使用量等を系統的に整理、蓄積するために必要となる計測装置等の導入(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業及び間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)を対象とした省エネルギー設備導入後における省エネに関する専門家の派遣の実施に要する経費を補助する事業を実施することにより、間接補助事業者における生産性の向上に資する省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-3. 型番登録の目的

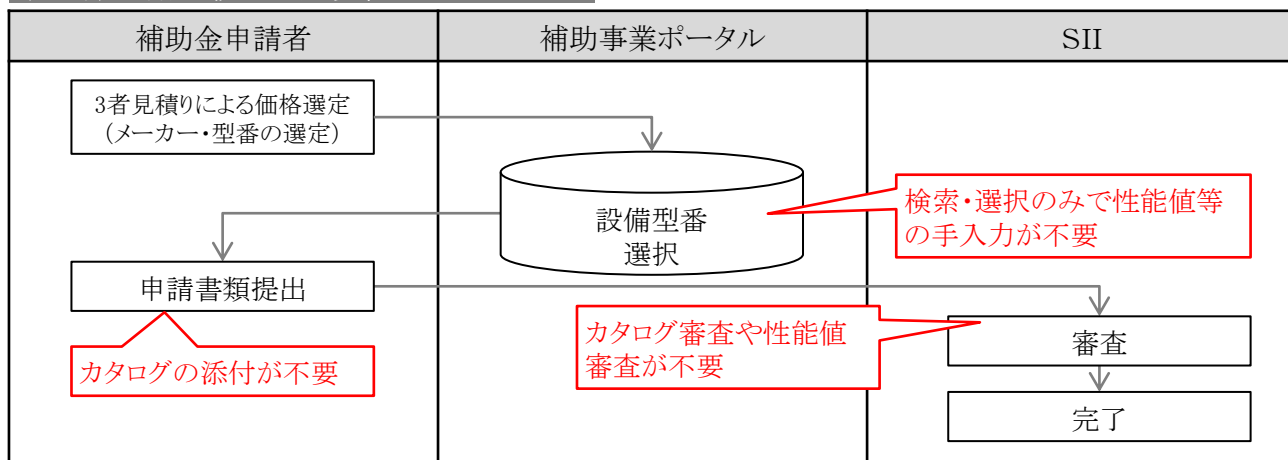
一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)では、平成29年度 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業を執行することとなりました。

本事業の公募に先立ち、補助対象設備の型番を登録することにより、補助金申請者が予め登録されている製品の中から導入予定設備を選択することを可能とし、補助金申請者の手続き負担を軽減したいと考えております。

つきましては、メーカーの皆様には型番登録のご負担をお願いすることとなりますが、上記の目的をご理解いただき、対象となる製品型番の登録をお願いいたします。

なお、登録していただいた製品型番は、SIIが今後、本事業と類似した事業を行う際も活用することを検討しております。

(参考) 申請手続きの簡易化イメージ



2. 型番登録の概要

2-1. 型番登録申請期間

登録期間	受付期間	登録完了時期
1次登録期間	2018年3月1日(木)～2018年3月7日(水)	公募開始前
2次登録期間	2018年3月8日(木)～2018年3月14日(水)	公募開始後 (2018年3月下旬)
3次登録期間	2018年3月15日(木)～2018年4月10日(火)	公募期間中 順次

2-2. 型番登録対象設備区分

型番登録の対象となる設備は、SIIの定める基準を満たす製品に限ります。なお、SIIの定める基準は10ページ以降を参照してください。

2-3. 設備の登録申請者の要件

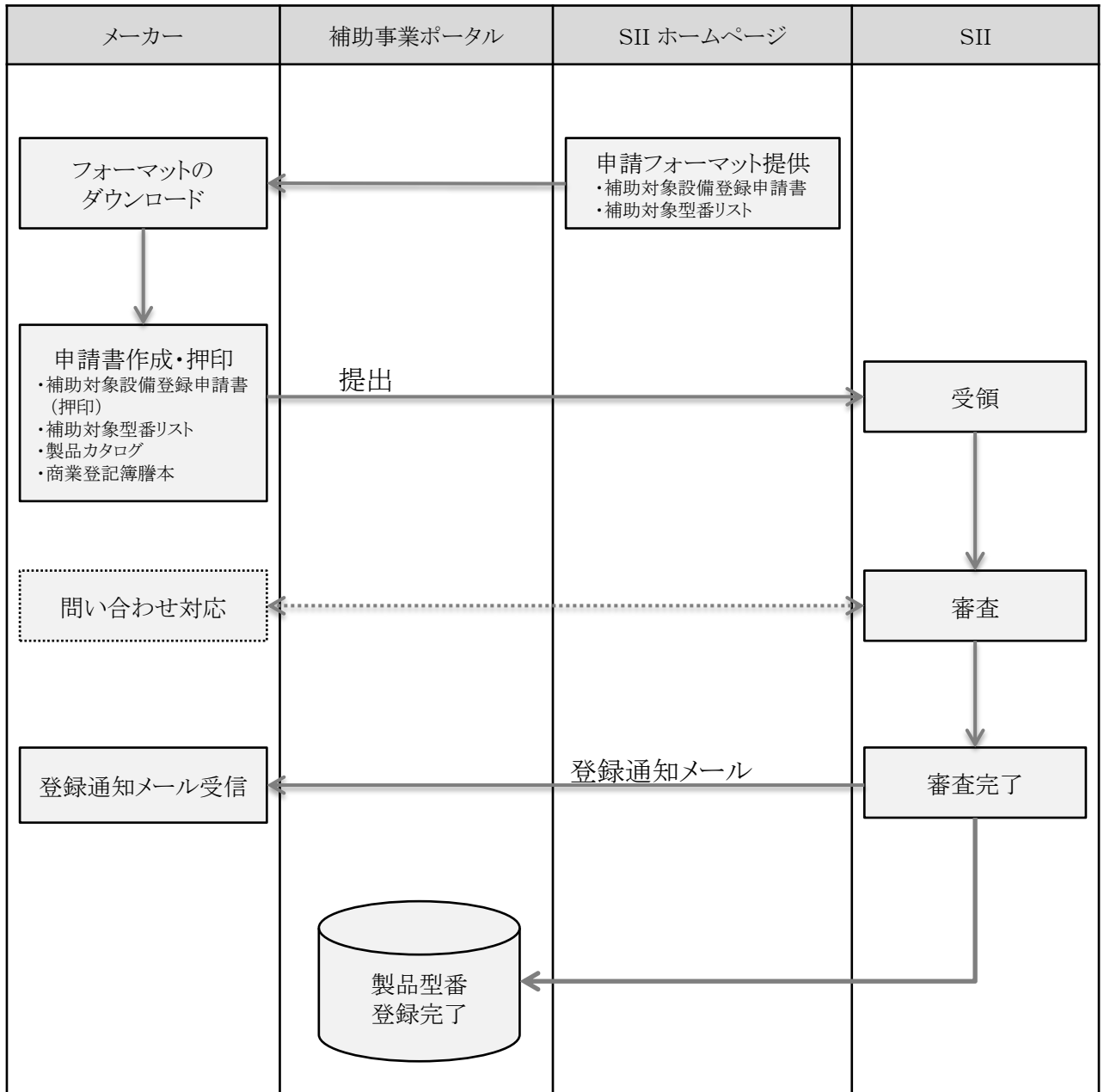
設備の登録申請者は、以下の要件を満たす事業者(以下「メーカー」という。)とします。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明、及び出荷・販売を行える事業者であること。
- ③ 事業及び企業の継続性があること。

2. 型番登録の概要

2-4. 申請から登録完了までの流れ

- SIIのホームページにて登録手続きに必要なフォーマットを提供します。
- 製品の登録を希望するメーカーはSIIのホームページより申請フォーマットを入手し、必要事項を入力の上、提出してください。
- SIIは、申請された製品について、基準を満たしているかを審査します。
- SIIは、基準を満たしていることを確認できた製品を、本事業の補助事業ポータルに登録します。



3. 提出物の作成及び提出方法

3-1. 申請に必要な提出物

申請に必要な提出物は、以下の通りです。

1. 補助対象設備登録申請書
2. 補助対象型番リスト
3. 製品カタログ
4. 商業登記簿謄本

3-2. 提出物の作成手順

1. 補助対象設備登録申請書

- 申請書をSIIのホームページよりダウンロードしてください。
- 入力例を参考に、必要事項を入力して、申請書を作成してください。
- 申請書を電子データ(PDF)でSII宛てにメールで送信した後、原本をSIIへ郵送してください。

2. 補助対象型番リスト

- 補助対象型番リストをSIIのホームページよりダウンロードしてください。
- 入力例を参考に、必要事項を入力して、補助対象型番リストを作成してください。

リスト作成のイメージ

種別	メーカー	製品名	型番	性能値	能力値	備考

- 製品型番の入力欄 (青枠)

- ①種別
- ②メーカー
- ③製品名
- ④型番
- ⑤構成機器の型番 (④の型番を構成する機器の型番を入力してください。)

- 性能値・能力値の入力欄 (赤枠)

- ①性能値
- ②能力値

※ 入力内容が、基準値に満たない場合、行全体が赤くなります。

3. 提出物の作成及び提出方法

【型番登録リスト入力時の注意事項】

- ① 同一の製品・性能を示す型番に加え、色の判別等のための枝型番が含まれる場合は、型番リストに入力する際に、枝型番にあたる文字列を一律「■」(全角黒四角1文字)で置き換えてください。

※ 枝型番にあたる文字列が2文字以上であっても、「■」(1文字)を入力してください。

<枝型番の置き換え例>

・ カタログ記載の型番 : XYZ-123FL

同一の製品・性能を示す型番部分

色の判別等のための枝型番部分

・ リストに入力する型番 : XYZ-123■

- ② 以下のような間違いやすいケースに注意し、正確に型番を入力してください。

<間違いやすい文字や数字の例>

「1」(数字のイチ) と 「l」(英語小文字のエル) と 「I」(英語大文字のアイ)

「0」(数字のゼロ) と 「O」(英語大文字のオー) と 「o」(英語小文字のオー)

3. 製品カタログ

型番リストに記載した製品について、その性能値・能力値が確認できるカタログを電子データ(全ページ分のPDF、又は全ページ分を一括でダウンロード可能なURL)で提出してください。

4. 商業登記簿謄本

最新の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を電子データ(PDF)で提出してください。

3. 提出物の作成及び提出方法

3-3. 提出方法

郵送で提出する書類

該当書類	1. 補助対象設備登録申請書
郵送先	〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ 型番登録担当 宛

※ 発送時、『補助対象設備登録申請書 在中』と必ず記載してください。

※ SIIからメーカーに対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※ 宛先には略称SIIを使用しないでください。

メールで提出する書類

該当書類	1. 補助対象設備登録申請書 2. 補助対象型番リスト 3. 製品カタログ 4. 商業登記簿謄本
メール宛先	kt-info01@sii.or.jp
メール件名	【型番登録】申請書類の提出 (メーカー名)

※ 提出するカタログデータの容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用の上、提出してください。

※ 補助対象型番リストの入力内容に不備等がある場合は、製品の登録が遅れる、又は登録できないことがありますので、注意してください。

3-4. 問い合わせ先

問い合わせ先	03-5565-3840 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ 型番登録担当 宛
--------	--

※ 通話料が発生しますので、注意してください。

※ 本事業の型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お応えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品の登録を希望するメーカーは、以下の点に留意してください。また、登録申請書の提出をもって同意したものとみなします。

1. 対象製品登録の際は、間違いがないよう十分注意し、万一、間違いが見つかった場合は、各社の責任で対応を行うこととする。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時に販売していること。
3. 申請された内容に廃番又は変更（製品に係る性能、仕様、担当者情報等）があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
4. 対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
5. 本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
6. SIIは、必要に応じてメーカーへの立入検査ができる。メーカーは、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果に応じ、SIIはそのメーカーの登録製品を対象外とする場合がある。
7. 製品登録を行ったメーカーは、型番登録の申請書類全てについて、本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力できること。
8. 対象製品登録を行うメーカーにおいて、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
9. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
10. 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合がある。
11. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合は、その事業者の製品を全て登録対象外とする場合がある。
12. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、SIIはメーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
13. 製造元、輸入元等と製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
14. 経済産業省が利用目的（対象製品の価格の分析等）を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
15. 登録した対象製品は、SIIが他の補助事業を行う際においても利用する場合がある。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

型番登録が可能な以下の設備区分について、設備の範囲及び基準値を示します。

- ① 高効率照明
- ② 高効率空調
- ③ 冷凍冷蔵設備

①高効率照明

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
1-1.LED照明器具	灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン(コントローラ・調光器・人感センサー含む)
1-2.LEDダウンライト	
1-3.LED高天井用器具	
1-4.LED投光器	
1-5.LED防犯灯	

<備考>

電源/安定器内蔵型の光源は補助対象とする(光源のみの更新は補助対象外)。

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値(両方を満たすこと)	
		固有エネルギー消費効率	演色性
1-1.LED照明器具 (下記1-2、1-3、1-4、1-5を除く)	昼光色・昼白色・白色	120lm/W以上	Ra80以上
	温白色・電球色	85lm/W以上	Ra80以上
1-2.LEDダウンライト (埋込穴300mm以下)	昼光色・昼白色・白色	95lm/W以上	Ra70以上
	※「ダウンライト」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。 温白色・電球色	80lm/W以上	Ra70以上
1-3.LED高天井用器具 (定格光束11,000lm以上)	昼光色・昼白色・白色	130lm/W以上	Ra70以上
	※「高天井用器具」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。 温白色・電球色	85lm/W以上	Ra70以上
1-4.LED投光器	昼光色・昼白色・白色	105lm/W以上	Ra70以上
	温白色・電球色	90lm/W以上	Ra70以上
1-5. LED防犯灯	昼光色・昼白色・白色	80lm/W以上	Ra70以上
	温白色・電球色		

5. 補助対象設備の範囲と基準値

<備考>

1. LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
2. 性能区分に示す「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
3. 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「高効率照明」に含まない。
4. 無電極照明器具は、上記基準のいずれかを満たす場合は補助対象とする。

■その他の注意事項

- ・光源色を複数もつLEDは、最大消費電力を示す光源色に対する基準を満たすこと。
- ・11,000 lm未満のLED高天井用器具は、「LED照明器具」の基準を満たすこと。
- ・11,000 lm以上のLED照明器具は、「LED高天井用器具」の基準を満たすこと。
※ LED投光器については、lmに関わらず「LED投光器」の基準値を満たすこと。
- ・直管形LEDランプも、「LED照明器具」の基準を満たしていれば補助対象とする。
※ 既存の照明器具にG13直管LEDランプを使用する場合は、照明器具とLEDランプの組み合わせを間違えると火災等の問題が生じる可能性があるため、組み合わせには十分注意すること。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

②高効率空調

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、 アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、防振架台、 架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット
2-2.ガスヒートポンプエアコン	室外機、室内機、リモコン、パネル、分岐管、水熱交換ユニット(チラー)、 冷温水ポンプ(チラー)、全熱交換器、防振架台、架台、高性能フィルタ、 防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット、 LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー)、 液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)
2-3.チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、 リモコン(延長コード等含む)等を含む)、防振架台、架台、全熱交換器、 エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、 冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-4.吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、LPG・LNGバルク 設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポン プ含む)、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、 冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-5.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、 エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、 冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) 【固定速機】電動機盤 【インバータ機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トラン ス盤

<備考>

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

※基準値については次ページを参照。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分			基準値
				APF
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形のもの 及び下記以外のもの)	4方向カセット形	3.6kW未満	6.0 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$6.0-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$6.0-0.12 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$5.1-0.060 \times (A-20)$ 以上
		4方向カセット形 以外	3.6kW未満	5.1 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$5.1-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.1-0.10 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$4.3-0.050 \times (A-20)$ 以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。	10.0kW未満	5.7 以上	
		10.0kW以上 20.0kW未満	$5.7-0.11 \times (A-10)$ 以上	
		20.0kW以上 40.0kW未満	$5.7-0.065 \times (A-20)$ 以上	
		40.0kW以上 50.4kW以下	$4.8-0.040 \times (A-40)$ 以上	
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20kW未満	4.9 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.9 以上
ダクト形		20kW未満	4.7 以上	
		20.0kW以上 28.0kW以下	4.7 以上	

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
2. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8 ビル用: 0.7 設備用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
3. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
4. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。

その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- APF2006の製品カタログ記載値が基準を満たしていれば申請することができる。但し、製品カタログにAPF2015しか記載がない場合、APF2015が基準を満たすこと。
- 室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
2-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.07 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.22 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59 以上
	冷房能力が56kW以上	1.70 以上

<備考>

1. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと。
- GHPチャラーとして導入する場合も、基準を満たしていれば対象とする。

種別	性能区分	基準値
2-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.3 以上 ※2

<備考>

- ※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.2以上 ※1
	吸収冷温水機	1.1以上 ※2
	廃熱投入型吸収式冷凍機(ジェネリンク)	1.2以上 ※3
	廃熱投入型吸収式冷温水機(ジェネリンク)	1.1以上 ※4

<備考>

- ※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(JIS B8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。
- ※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。
- ※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。
- ※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

➤ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
2-5.ターボ冷凍機	-	5.0以上 ※

<備考>

※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

③ 冷凍冷蔵設備

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
3-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
3-2.電気冷凍庫	冷凍庫本体
3-3.冷凍機内蔵形ショーケース	ショーケース本体
3-4.コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)、 冷凍機別置型ショーケース、クーリングコイル(ユニットクーラ)
3-5.冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む)

<備考>

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。
2. コンデンシングユニット本体の更新を伴わない、冷凍機別置型ショーケースもしくは付帯設備のみの更新は補助対象外とする。

➤ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分			基準値
				2016年省エネ基準達成率
3-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型 ※1	インバータ制御 電動機有	100%以上
			インバータ制御 電動機無	100%以上
	横型 ※2		100%以上	
	冷凍冷蔵庫	縦型	100%以上	
横型		100%以上		
3-2.電気冷凍庫	縦型			100%以上
	横型			100%以上
	チェストフリーザー ※3			100%以上
	冷凍ストッカー ※4			100%以上

<備考>

- ※1 「縦型」とは、JIS B 8630 (2009) に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のをいう。
- ※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下の機器であって前開き形のをいう。
- ※3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- ※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(2/3)

種別	性能区分					基準値			
	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	2020年省エネ基準達成率		
3-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵		冷気強制循環形	スイング※3 スライド※4	100%以上		
		四面・五面ガラス式				スイング※3	100%以上		
		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)				スイング※3	100%以上		
						スライド※4	100%以上		
		ガラストップ式				冷凍	冷気自然対流形	スイング※3	100%以上
								冷気強制循環形	スライド※4
	オープンタイプ	多段形 (天井吹出形) (薄形)※1	冷蔵	中温	冷気強制循環形	/	100%以上		
				高温			100%以上		
				低温			100%以上		
				中温			100%以上		
平形 (片面)※2		冷凍	低温	100%以上					
			中温	100%以上					

<備考>

※1 「薄形」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。

※2 「片面」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。

※4 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

その他、詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度ののもの)」に準ずる。

5. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(3/3)

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
3-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
3-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

<備考>

※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業費補助金

型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3840

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>